(1) 横手北スマートIC地区協議会規約の一部改正について

【改正の要旨】

国のスマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱の一部が改正されたことに伴い、横手北スマートIC地区協議会規約を改正するとともに、横手北スマートインターチェンジの建設を終え、管理段階へ移行していることから、横手北スマートIC地区協議会委員を改めるもの。

○改正点

- 1. スマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱の一部が変更となったことを受け、当地区協議会規約第3条(1)スマートICの設置に係る次に掲げる検討、調整等に「カースマートICの利用促進方策に関すること。」を追加する。
- 2. 横手北スマートインターチェンジの建設を終え、管理段階へ移行していること、また、組織の廃止等にともない、横手北スマートIC地区協議会委員を次のとおり改める。
 - (1) 国土交通省 東北地方整備局 企画部 広域計画課長を削除する。
 - (2) 東日本高速道路株式会社 東北支社 建設事業部 建設事業統括課長を 管理事業部 管理事業統括課長へ改める。
 - (3) 秋田県 建設部長を建設部道路課長へ改める。
 - (4) 秋田県 平鹿地域振興局長を平鹿地域振興局建設部長へ改める。
 - (5) 横手市議会 SIC整備促進議員連盟 会長を道路交通網整備促進議員 連盟 会長へ改める。
 - (6) 横手地域づくり協議会 会長を削除する。
- 3. 第7条協議会の事務局を横手市建設部都市計画課から横手市建設部建設課へ 改める。